

 こおりまち

議会だより

平成23年冬号

VOL.83



町政を問う 一般質問・8名登壇 ②

新年度の予算編成方針は

12月定例会 ⑧

福島地方広域行政事務組合
解散関連三議案

一部事務組合議会報告 ⑫

政 町 問

一

般

質

問

8名登壇

原 賢志 議員

新年度の予算編成方針は 健全財政で重点施策を実現



問 新年度予算編成について次の点を伺う。

(1) 町長選挙における公約を実現するための、新年度予算編成方針はどのようなものなのか。

(2) すでに取り組んでいることはあるのか。

答 町長 (1) 重点施策を実現するため、限られた財源の有効活用を図りながら、事務事業の整理と再構築を進めていく。(2) 各課との政策ヒアリングを行ってきた。その中で、それぞれの部門における政策課題等を把握するとともに、方針や考えを職員に伝えてきた。今後は、これらを整理し予算編成に反映していく。

新たな全体計画はいつ頃か

新たな組織で

三月末までに

問 福島蚕糸跡地利用について次の点を伺う。

(1) 公約として商業施設誘致をやめ、若者定住・人口増加の目的から宅地造成を行うとしている。新たな計画実施に向けた今後のスケジュールは。

(2) 新たな計画実施により、当初予定していた「まちづくり交付金事業」の計画に変更があるのか。また、あるとすればどのようなことになるのか。

答 町長 (1) 公約に沿って、全体計画の変更を考えている。これまでの「福島蚕糸跡地利用基本計画推進会議」は発展的解消を行った。今後は、三役・関係課長及び係長からなる、より実践的な組織を設置し来年三月

中間年次の

見直し時期は

議会報告は六月

問 新長期総合計画について次の点を伺う。

(1) 当計画は中間年次における見直しの時期にある。現在までの進捗状況は。

未までに全体計画の見直しを行うしていく。(2) P&R駐車場等の予算執行一部凍結を求める議会決議をいただいている。全体計画を変更する中で、事業内容を再検討して行きたい。

(2) 今後のスケジュールはどのようなになるのか。

答 町長 (1) 十月に町民アンケート調査結果を取りまとめ、現在、専門部会において基本計画と実施計画を検討している。(2) 三月議会報告を予定していたが、新年度予算編成の時期と重複するため、策定本部会議並びに審議会の開催時期等を考慮すれば報告は六月になる。





川名 静子 議員

まちづくりに対する姿勢と方向は
持続可能な桑折町の確立を



問 本町では、様々な分野でまちづくりが行われている。大臣表彰やパブリシティー効果も加わり県内外から高い評価を得られるようになった本町のまちづくりについて次の二点を伺う。(1)これまでの取り組みをどう

う評価するか。

(2)町長が考えるこれからのまちづくりに対する姿勢と方向は。

答 町長 (1)崇高なボランティア精神により成果をあげて頂いている事に感謝と敬意を表すと共に、町民と地域、町等が協働して進めてきた結果と考える。(2)公約として掲げた政策の実現を通し、持続可能な桑折町の確立と住民生活優先のまちづくりを目指す。

新学習指導要領

への対策は
移行措置期間に
先行実施

問 本町における教育は小中と一貫性のあるものを目指し、他町に先駆けて取り組んだ幼保一元化や、国のスクールニューデール構

想で導入された電子黒板やICT化への対応がなされてきた。そこでこれからの学校教育について次の三点を伺う。

(1)平成二十三年度より移行される新学習指導要領により、国語は一・二五倍算数は一・三三倍と分厚くなるが教科書の時間割対策は。

(2)教育格差が生じないためにも、月に一〜二回の土曜授業を行う考えは。

(3)国民読書年もふまえ、本町の読書指導への取り組みは、また司書の活用は。

答 教育長 (1)週時数に換算すると第一〜二学年で週約二時間、第三〜六学年で週約一時間程度増加するが、二年に渡り先行実施している学校現場では特に問題ではない。(2)学校教育法や教職員の勤務時間に関する規定などから実施可能な繰替授業を除き難しい。(3)「桑折町読書活動推進計画」を策定、専属の司書は配置されていないが、免許を有する教諭が読書活動の推進にあっている。

荒川区との

防災協定は
早期締結に向け
努力する

問 先の定例会で提案された、東京、荒川区との防災

羽根田八千代 議員

病後児保育事業は

環境整備の検討に努める



問 次世代育成支援計画に二十六年度には、病後児保

育事業の検討を掲げている。今後、行政、地域・家庭、企業がそれぞれ子育てに対して理解を示し、協力しあえる環境を整えることが益々重要であることから次の点について伺う。

(1)着実に推進するための方策は。

(2)公設保育所での対応を考えている、との事だが民間との連携をすべきではないか。

(3)企業等の積極的な取り組みを促進するため、行政としての方策は。

次ページに続く

西根堰沿い

周辺道路整備は

測量等を実施し

整備する

問 国道四号線拡幅工事が進む中、西根堰沿い町道四〇二九号線・二一六号線は公共性、危険度、緊急性、地域の協力体制等を再検証し四号線拡幅に併せて整備の必要があると、検証済みである。関係者の方々と協議を開催したところであるが、今後の整備計画は。

答 町長 関係町内会長及び地権者の皆さんと協議をし、測量等を実施し、整備計画をまとめる。

小規模作業所開設は 支援策を具現化する

問 ノーマライゼーションの実現に向け、手をつなぐ親の会は、この地域で、自分たちで事業所を立ち上げられたら…と、模索している。このような現状を踏まえ、小規模作業所あるいは週末集いの場所として、現在桑島朗人会で不特定日に活用している町所有物件を共有活用は出来ないか伺

う。

答 町長 関係者と現地視察をし、要望も踏まえ、支援策を具現化する。

太陽光補助事業を 宅地計画に

事業計画はない

問 二十一年九月提案し、今年度より事業化された太陽光システム補助事業は、十一月現在十六件と事業評価は高い。次年度予算と蚕糸跡地宅地計画にエコタウン事業推進構想はないか伺う。

答 町長 環境負荷の少ない循環社会構築のため今年度同様の予算規模とする。蚕糸跡地宅地計画は安価計画のため推進計画は無い。

商店街空き店舗等

対策は

スピーディな

事務事業を

問 実態調査結果、空き店舗六十四店舗のうち十七店舗は貸し出し可能である。魅力ある商店街を形成するため、行政支援を継続して進めていく必要がある観点から次の点を伺う。

(1) 桑折宿風景街道部会や景観形成検討懇談会との連携策は。

(2) 地域商業活性化事業等（中小企業庁）国県補助事業に、いち早く対応すべきではないか。

答 町長 (1)(2)賑わい創出・集客力向上への取組みが考えられ、他町に先んじ有益な情報共有のためスピーディな事務事業を進める。



佐藤 榮三 議員

個別所得補償制度への加入策は

事務的支援の強化を



有害鳥獣対象 動物の拡大は 拡大はスズメ、 キヤラ等

問 昨今人里までおりてきている猿、熊による桃や林檎の果樹を中心に被害が発生し耕作放棄に繋がっている。さらに果樹や米麦に害を及ぼす小型鳥獣の被害など農家にとって侮れないものがある。そこで有害鳥獣対策の実態と、今後対象動物の拡大を望むが如何か伺う。

答 町長 有害鳥獣対策については駆除隊の皆様のご協力により成果を挙げている。対策の実施は、ニホンザルの捕獲は今年度七頭。ツキノワグマの捕獲は九頭だが、目撃情報も多くなっている。イノシシは一般狩猟で一頭捕獲と聞いている。

問 水稻農家実情は、作況指数「やや良」からはほど遠く、春先の低温による分けつ不足、高温による品質低下、十アール、一〇二俵減収、概算払米価二〇三千円/俵の減と再生産に向けた収入も危ぶまれる結果となった。そんな状況の中で農家の所得安定を目指した戸別所得補償制度の加入状況と今後の加入推進方策は。

答 町長 生産調整営農計画書提出者は、七百二十戸中二百四十戸が申請した。面倒な手続があるため、きめ細やかな事務的支援の強化を図っていく。

次ページに続く



カラスは一羽捕獲、ハクビシンは昨年度五十三頭、今年度十八頭捕獲と、一定の成果を挙げている。野ねずみは、一斉駆除から、希望者への殺鼠剤配布とした。

一日でも早く

利活用計画を

三月末までに

全体計画を

問 蚕糸跡地の利活用について、計画、立案状況等現在の進捗状況を伺う。

答 町長 宅地造成と複合施設の整備を視野にいたれた全体計画を来年三月末までに見直しを行う。

片平 秀雄 議員

公約実現の具体的施策は 任期四年間の中に示す



今後の利活用

スケジュールは

三月末まで

全体計画見直す

問 去る九月二十六日に施行された町長選挙で公約に掲げられた町づくりの重点政策五点について去る十月八日開催の臨時議会上で「これらの政策を実現し行政執行にあたってはスピード感のある事務事業に努めて参ります」と述べられた選挙民に対し公約した各政策の実現に向けての具体的な取り組み等施策・方策について伺う。

答 町長 公約の実現には新長期総合計画の見直しと合わせ現状の課題把握に努めている。今後任期中の四年間で示す。

考える。(2)利活用推進委員会は解散し三役・関係課長係長組織を設置する。宅地造成での影響は無いと思う。

負担金なしでの

サービスは

運営基準にて

低下は無い

問 跡地利活用計画は「三ヘクタールを安価で優良な宅地を造成し若者定住・人口増加対策並びに返済財源にあて、残り三ヘクタールは、公共用地として地域コミュニティ地域振興の観点から街づくりの拠点たる複合施設を町民の意見を聞き計画します。」との事だが、町の拠点としての整備や位置付、効果、特に宅地造成は町周辺宅地への影響等どの様に捉え、更に事業を進める上で町の意志統一や町民の理解を得るため、今後どの様な手法を踏むのか次の二点を伺う。

(1)利活用構想について。

(2)今後の進め方について。

答 町長 (1)全体計画の見直しは最近の事例を参考に

問 今年二月、福島地方広域行政事務組合は、二十二年度内に解散し桑折緑風園・川俣光風園を民間に移譲すると示した。両園は介護施設と違い国県市町からの措置費(一人十二万)のみの運営で現実には不足が生じ組合から負担金(年約一億円)で補てんし運営している。又築三十五年以上経過した緑風園は老朽化が進み居室構造も現代の養護老人ホーム基準には適せず近年中の建替えは組合も承知である。措置費は建替え費には充当できず費用は約十四億〜五億(土地代別)と聞く。当施設は老人福祉の核として行政が関わる極めて重要な施設であり地域社会でのセフティネットとして大きな役割を果たしていると思う。そこで次の二点を伺う。

を伺う。

(1)組合が解散すれば負担金が多くなり入所者サービス低下に繋がるのでは。

(2)入所者は桑折町民でもあり将来建替え時、本町はどの様に関わるのか。

答 町長 (1)民間移譲後は運営に関する基準によりサービス低下は無いと思う。(2)運営移譲協定書に基づき将来改築時の負担は無い。



安全条例制定の

進捗状況は

内容検討し素案作成中

問 安心安全の町づくり基本は町や町民・事業者・土地所有者等の役割を盛り込んだ仮称「桑折町生活安全条例」が必要と思うが伺う。

答 町長 現在素案作成中である。

半澤 高議員

公園用地の変更は

困難であると考えている



問 福島蚕糸跡地利活用等
に関して次の二点を伺う。

(1) 福島蚕糸跡地利活用を再
検討していく上で、ネッ
クとなるのは、「まちづ
くり交付金」によって買
い戻した南側の土地約一
万八千㎡が公園用地とし
ての土地である点ではな
いか。この場所が公園で
あるという事で宅地の場
所等について柔軟な発想
が阻害されてしまうおそ
れがあると考えているが変更
は可能か。

(2) 都市再生整備計画（桑折
中央地区）の各種調査や
懇談会の結果および途中
経過について伺う。

答 町長 (1) 公園用地とし
てまちづくり交付金によ
って町が土地開発公社から買

づくりの方針等を取りまと
める予定である。

町役場の

組織機構改革は

八課一室一局体制

を見直す

い戻した土地の用途変更・
場所の変更に関しては、県
と相談したが、困難である
と考えている。しかしなが
ら、変更できないものか、
今後、可能性を探っていき
たい。(2) 都市再生整備計画
の中で、「まちづくり検討
懇談会」では、公園および
官舎跡地の整備のあり方や
必要な機能などを取りまと
めている。また、「奥州街
道街並景観形成検討懇談
会」では、今年度中に街並
み景観マップ、街並み景観

問 町役場の組織機構改革
に関して検証を行い、高橋
町長のリーダーシップが効
果的に反映される組織づく
りへの転換をはかるべきと
考えるがいかがか。

答 町長 組織機構改革に
ついては、今までの目標で
あった八課一室一局につい
て改めて検証し、効率的か
つ迅速に施策が展開できる
ような機動的体制への見直
しを基本として再検討して
いきたい。



相原 京子 議員

住宅リフォーム助成制度を

積極的に取り組む考え



問 台所、風呂、床、畳、
外装、屋根等住宅改装に補
助金を出す「住宅リフォー
ム助成制度」は、地元業者
への工事発注が条件で、地
域の景気に大きなプラスに
なると、取り組む自治体が
増えている。本町において
も内容を調査し、取り組む
考えはないか伺う。

に次のことを伺う。
(1) 児童生徒・幼稚園児の給
食費及び幼稚園授業料等
の無料化が実現できるよ
う財源を含め検討する考
えはないか伺う。

(2) 子どもの医療費無料制度
は中学生まで引き上げる
考えはないか伺う。

答 町長 住宅リフォーム
助成制度については、地域
経済に寄与することは承知
しているので、積極的に取
り組んでいく考えだ。

新たに実施する

子育て支援は

幼稚園の給食費を

無料に

問 子育て支援充実のため

障がい者の集う

場所必要

要望を踏まえ検討する

問 障がい者支援に関して
伺う。

障がいのある方や家族の

次ページに続く

方が、気兼ねなく集まり、情報交換のできる場所が無い。町は施設の開放など支援をする考えがあるか町長に伺う。

答 町長 障がい者支援については、三番羽根田議員の質問に答えたとおり、関係者等からの要望を踏まえ、支援の方策を検討する考えだ。

元気な地域農業 ソフト予算の充実で づくりは

問 元気な地域農業づくりのために次の点を伺う。
(1) 農業振興のための政策立



案部門の強化については、当局に必要な人的配置を行い、第一線の農業者、農業団体、指導機関等の英知を集める必要があると思うが町長の考えを伺う。

(2) 新規就農者、定年帰農者を含む農業の担い手確保のための農業振興ソフト予算の充実を図る考えはあるか伺う。

答 町長 (1)(2)合わせて答える。農業の担い手として中心的に活動している方々との連携を一層強めながら組織体制の充実強化を図り、農業振興ソフト予算の充実に向けていきたい。

斎藤 松夫 議員

公約実現にのぞむ立場は 掲げた公約と政策協定だ



問 就任後二ヶ月間の取り組み内容及び、公約実現の諸課題について伺う。

答 町長 蚕糸跡地利活用計画見直しのため、株ヤマザワとの協定解約や、裁判問題での事務執行上の問題解決をすすめてきた。

現在は新長期総合計画の見直しと新年度予算編成にむけ、現状と課題の把握に努め、公約実現に向けた予算編成と機能的な庁内体制確立をすすめたい。公約実現にのぞむ立場は、選挙に当たり発表した公約であり、日本共産党との政策協定である。

上半期決算が

物語るものは

ご指摘の通りと思う

問 三月の覚書締結期限延長理由は、上半期決算を見ないと事業計画を立てることが出来ないということであった。上半期の状況を同

会社のホームページでみる限り、経営状況はさらに厳しくなっているようである。よって、この結果からすれば、十月の覚書締結も実現に至らなかったと考えるが所見はどうか。

答 町長 すでに基本協定を解約済みで答弁は差し控えた。ただ、解約申し入れの際の話と、お示しになった上半期の状況を見ると、ご指摘のようなことかなとも思っている。

法令に反する

協定変更では

法令・条例に

合致したもの

問 桑折町議会から「改築してから民間移譲を」の意見書提出後、突然、移譲協定の内容を変更し、移譲法人は「将来の新築、改築に際し、立地町に負担を求めない」ととした。これは社会福祉法第五十八条及び、同六十一条の趣旨に反するのではないか。

答 町長 社会福祉法第五十八条は補助金の支出を「することができ」と規定しており、同法及び、社会福祉法人への助成の手續きに関する条例を否定するものではないと、広域行政組合から説明を受け、町としてもそのように理解している。

12

月

定

例

会



平成22年第15回定例会は、12月15日から12月20日までの6日間の会期で開催されました。

提出された議案は、条例改正2件、補正予算4件、同意案件1件、その他5件の計12件でした。福島地方広域行政組合の解散に伴う議案3件は否決されましたが、他9件は原案通り可決されました。

補正予算

一般会計補正予算(第八号)

予算総額にそれぞれ四千四百七十四万六千円を追加し、予算総額を四十六億九千九百五十一万九千円とするものです。

《歳入の主なもの》

- 地方交付税 二千八百七十四万千円
- まちづくり交付金 四百四十万円
- まちづくり交付金事業債 六百十万円

《歳出の主なもの》

- 介護保険特別会計繰出金 千八百四十四万八千円
- 都市計画総務費 千百万円
- 消防施設維持管理費 二百万五千円
- 交通対策費(減額) 千十一万四千円

後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出それぞれ八十二万二千円を追加し、予算総額を一億四千七百七十六万二千円とするものです。

《歳入の主なもの》

- 繰入金 八十二万二千円
- 《歳出の主なもの》
- 広域連合納付金 八十二万二千円

八十二万二千円

介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第二号)

歳入歳出それぞれ一億四千六百九十一万円を追加し、予算総額を十一億一万八千円とするものです。

《歳入の主なもの》

- 国庫支出金 三千六百六十七万七千円
- 支払基金交付金 四千四百四十五万五千円
- 県支出金 二千四百六十六万四千円

○ 繰入金

四千五百三十三万四千円

《歳出の主なもの》

- 保険給付費 一億四千六百四十二万四千円

水道事業会計補正予算(第一号)

収益的収入

七百七十三万九千円を増額し、総額を三億六千四百三十三万九千円とするものです。

収益的支出

三百四十三万千円を増額し、総額を三億三千二百三十三万千円とするものです。

《歳入の主なもの》

○ 受水費

二百十三万八千円

○ 修繕費

《歳出の主なもの》

○ 総係費

百三十一万六千円

資本的収入

八百四十万円を減額し、総額を三千二十万円とする。

資本的支出

百四十七万七千円を減額し、総額を一億九千九百七十五万二千円とするものです。

条例改正

桑折町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

「福島県重度障害者支援事業費補助金交付要綱」の一部改正に伴い、給付対象者の障害範囲追加等のための改正です。

桑折町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

町道の廃止・認定

「道路法施行例」の一部改正に伴い、道路占用料の適正化を図るための改正です。

畑の隣接道で利用はなく、一部を残し必要な部分を町道として再認定した。

町道路線の廃止

町道路線三一三八号線の廃止 延長一三九・三m

町道路線の認定

町道路線三一三八号線の認定 延長九七・二m

同意案件

人権擁護委員の推薦について小野晟人権擁護委員は、任期満了となるため、再任に向け推薦の同意を求めるものです。

桑折町字桑島四

一番地の十三

小野 晟

昭和十八年四月六日生

請願・陳情 審査報告

全日本年金者組合
伊達支部
支部長 菅野 顕光
趣旨採択
〔審査の結果〕

総務文教厚生 常任委員会

高齢者の生活実態に見合
う年金引上げを求める意見
書の採択を求める請願書
〔請願者〕

全日本年金者組合

伊達支部

支部長 菅野 顕光

〔審査の結果〕

趣旨採択

最低保障年金制度の制定を
求める意見書の採択を求
める請願書
〔請願者〕

全日本年金者組合

伊達支部

支部長 菅野 顕光

〔審査の結果〕

趣旨採択

後期高齢者医療制度の廃止
に関する意見書の提出を求
める請願書
〔請願者〕

全日本年金者組合

大幅増員と夜勤改善で安
全・安心の医療・介護を求
める請願書
〔請願者〕

福島県医療労務組合

連合会

執行委員長 斎藤 富春

〔審査の結果〕

採 択（意見書提出）

患者の窓口負担大幅軽減を
求める意見書採択に関する
陳情書
〔陳情者〕

福島県保険医協会

理事長 酒井 学

〔審査の結果〕

趣旨採択

肺炎球菌ワクチンへの公費
助成に関する陳情書
〔陳情者〕

福島県保険医協会

理事長 酒井 学

〔審査の結果〕

採 択

議 案 審 議 結 果 表

議 案 項 目		佐藤 武朗	阿部 光晴	羽根田八千代	片平 秀雄	佐藤 榮三	川名 静子	原 賢志	半澤 高	平井 國雄	平井 光一	松山 善二	相原 京子	斎藤 松夫
第 15 回 定 例 会	議案第 52 号 福島地方広域行政事務組合の規約変更について	●	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	●	●
〃	議案第 53 号 福島地方広域行政事務組合の解散に関する協議について	●	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	●	●
〃	議案第 54 号 福島地方広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	●	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	●	●
第 14 回 臨 時 会	議案第 49 号 桑折町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●

○：賛成 ●：反対 ：討論者

広域行政組合の解散関連三議案

7 反対 6 賛成 で否決！

二市三町で構成する福島地方広域行政事務組合管理者会は、その役割を終えたとして、平成23年3月31日をもって解散する方針が決定され、解散関連三議案が各構成市町の議会に提出されました。

これに先立って桑折町議会は意見書及び申入書を同組合管理者（福島市長）宛提出し、養護老人ホーム緑風園等の運営移譲は、同施設の改築後にすることを求めています。（詳細は12月29日の議会日より号外を参照）

その後、同管理者会は移譲法人との基本協定を一部修正し、当該社会福祉法人が施設を新築・改築する際、立地町に負担を求めないこととしました。また解散後の連絡調整機関として「福島地方行政課題検討連絡調整会議」を設置することになりました。

議案第五十二号 福島地方広域行政組合規約の一部を改正する条例

組合規約第十六条に、組合の解散に伴い生じる事務は福島市が継承するものとする条文を入れるもの。

討論

反対
相原 京子 議員

養護老人ホーム緑風園は昭和五十年に設立され、生活弱者、高齢弱者、身体弱者の生活権を守る役割を果たしてきた。高齢者の貧困問題や、低所得者の生活の場の確保は国と自治体の責任である。

施設を民間移譲するときは、二市三町の今の組合において建て替えをし、入所者には新しく改定になった基準で生活できるようにすべきである。桑折町議会は養護老人ホームの運営移譲は施設改築後にとの意見書を管理者に提出した。したがって、組合解散を前提とした「事務組合規約の変更」は認められない。

賛成
半澤 高 議員

本議案に対し賛成の立場から討論する。本議案は、福島地方広域行政事務組合の解散を前提に提出されたものである。質疑の中で解散議案が否決された場合の影響について質したが、答弁にあったその影響を考え、広域行政事務組合の解散に賛成するものであり、本議案の規約の変更に関しても賛成する。

反対
片平 秀雄 議員

本議案は町民から二通の請願書を受け全議員参加での「養護老人ホームの社会福祉法人への運営移譲問題特別委員会」を設置し八回にわたり現地視察を含め調査を行った。結果、全会一致で「養護老人ホームの運営移譲は施設の改築後に行う事、現在進めている移譲事務は施設改築後に進める事」とした意見書を組合管

理者に提出した。議案第五十二号は、組合解散に伴う事務を進める内容であり本議会の特別委員会決定の意見書の趣旨との相違がある。

議案第五十三号 広域行政組合の解散に関する協議について

地方自治法第二八八条の規定に則り、組合を解散することの協議に関し、異議がない旨の議決を求めるもの。

討論

反対
片平 秀雄 議員

組合の一方的な解散により桑折緑風園・川俣光風園施設及び運営が法人へ移譲されようとしている。両施設の運営費は国からの措置（一人月十二万）と組合からの負担金で賄われ改築費等には充当できない。両施設は老朽化が進み更に居室構造も現代の基準には全く合わない。法人へ移譲する場合は組合が改築し移譲するのが通常であり養護老人ホームは行政が関わる極めて重要な施設である事を踏まえ協議未了での組合解散は疑問を感じる。

賛成
原 賢志 議員

今回の解散については、ここに至るまでの経過に問題があったと思う。前町長が参画してきた管理者会での協議等について、適宜、議会に対し説明等がなされるべきであったと思う。現時点においては、今後の広域的連携も考慮しなければならぬ。併せて、当初懸念した事項についても意見書、申入書を提出したことにより、ある程度解消されたと考える。解散後の課題等についても解散後に設置予定の「福島地方行政課題検討連絡調整会議」においてしっかりと対応されるものと理解し、賛成の立場を取るものである。

反対 相原 京子 議員

要旨は議案五十三号の反対討論でのべた通りである。

さらにひとつつけ加えるのは、運営移譲に関する協定書の第十二条二項が法令に反することになると考える。社会福祉法第五十八条は、町が条例で定める手続で、社会福祉法人に対し、補助金を出し、法人に有利な条件で貸付金を出せると規定されている。又、同法六十一条には法人に対して財政的援助を求めたり、不当な関与を行わないこととうたっている。協定書に急ぎよえられた十二条は、町に費用負担を求めないとしているが、法を無視していると思う。

賛成 平井 國雄 議員

福島広域行政事務組合については、近年、社会経済構造が変化するとともに、人口の減少と、少子高齢化が進行していることや、市町村合併の進展等の中で、県知事が圏域を設定し行政機能の分担等を推進してき

たものでありますが、当初の役割を終えたものと考えられることから今回、解散するとしたものであると捉えている所であります。

民間移譲の件であります。運営移譲に係る協定書に基づき今後新たな問題が発生した場合には調整会議を持つて対応することになつており当面の問題はない。

反対 斎藤 松夫 議員

(1)改築してから民間への移譲という桑折町議会が提出した広域行政組合管理

者宛の意見書の立場を貫徹する立場から反対する。

(2)いま解散し養護老人ホームを民間に移譲すれば、これから三十年以上も旧

設置・運営基準に基づくホームの運営となる。これでは入所者に対する必要なサービスを提供できない。

賛成 半澤 高 議員

桑折町議会では、福島地方広域行政事務組合に対し十一月十六日に意見書を提

出し一部伝わらなかった部分があり、その後十一月三十日に申し入れ書を提出した。

広域行政組合では、意見書・申し入れ書に対し一定の理解を示し、町負担の問題や「福島地方行政課題検討連絡調整会議」の設置等対応を考慮してくれた点。委譲先の法人がもうすでに公募によって決定しており、解散に向けた事務が進んでいる点。

さらには議案第五十二号賛成討論にて述べた点。

以上を考えた上で本議案に賛成する。

賛成 平井 光一 議員

解散については、急転直下の基で進めてきたように感じられる所が多々ある。しかし、一方で管理者

会をはじめ事務組合幹事会等で解散に向け、粛々と事務、協議が進められ、それを我々議会も了承して来たのも事実である。

議会は、特別委員会を設置し、調査して来た。そうした中で、当組合に意見書を提出し解散の流れに一石

を投じて来た。

それにより、解散後に「福島地方行政課題検討連絡調整会議」が立ち上げられ、

様々な諸問題が解決されるものと期待する。また、運営移譲に関しては、移譲される相手方も決定されており、反対となれば与える影響は図り知れないものがある。よつて賛成するものである。

反対 川名 静子 議員

養護老人ホームの性格を考えた時、地方公共団体は手を離すことなく老人福祉

を増進させる義務があると考える。本議会の総意として出された再度の申し入れ

に対しての答えに私として理解に到達していない今、賛成することはできない。

解散の前にさらに協議を重ねていただきたいことから反対の態度を取るものです。

反対 羽根田八千代 議員

私は反対の態度を表明いたします。このたび、本義会は全会一致で意見書を提出するなど、更には趣旨説

明申し入れをするなど、そのたびに諸問題が前進してまいりました。それは事実であり議会の役割を、そしてまた執行部の思いをしつかりと評価するものであります。しかしながらまだ議論が尽くされたというところではないと考えます。よつて本案に反対の立場を表明致します。

議案第五十四号 解散に伴う財産処分に関する協議について

ふるさと市町村圏基金等は出資割合に応じて関係市町に、養護老人ホームの用に供する土地は桑折町・川俣町に帰属させる。養護老人ホームの建物及び物品は運営移譲先法人に無償譲渡するというもの。

討論

反対 羽根田八千代 議員

前五十二号・五十三号に対して議論が尽くされていないという趣旨で反対の態度を表明したものであります。よつて五十四号議案、組合の解散に伴う財産処分に関する協議についても関連議案であることから、時期尚早であると考え、反対をするものです。

反対 斎藤 松夫 議員

(1)三十五年以上運営されて

きた養護老人ホームが、改築の見通しも立たない状態で民間移譲するというのは重大な誤りである。議会はこのようなときこそ、批判と監視能力を発揮してこれにストップをかけなければならない。

(2)改築してから民間移譲をと主張する桑折町議会の主張はそれは移譲を受ける当該法人にとつても望ましい方向であり、理解されるものと信じる。

(3)今回の民間委譲は、公立藤田病院の民営化論を誘発する恐れもあり、看過できず反対である。

一部事務組合議会報告

公立藤田病院組合

二十一年度の年間延患者数は、入院が八万八千三百十一人（一日平均二百四十二人）で前年度比四千四百八十二人の増、外来は十八万六千五百六十二人（一日平均七百六十五人）で前年度比二十九人の増となりました。

医業収入

入院収入が前年度に比べ一億八千二百七十四万四千円、外来収入も七千四百六十五万四千円、その他医業収入も千四百四十万七千円の増となり、合計で二億七千七百六十六万五千円増の五十億五千五百六十九万五千円となりました。

医業外収入

他会計補助負担金（国庫補助金を含む）が前年度比百七十一万七千円の増、その他医業外収入二百七十六万九千円の減等により、合計で百六十八万四千円減の三億八千六百八十八万九千円となりました。

総収入

二億七千八万四千円増の五十四億三千七百三十八万四

千円となりました。

医業費用

給与費が前年度比千九百一十一万八千円の減、材料費が三千八百四十八万四千円の増、減価償却費が一億千四百六十四万八千円の減、その他経費が五千四百四十四万六千円の増等により、合計で四千百十三万六千円減の五十四億二千五百三十六万七千円となりました。

医業外費用

支払利息の七百十万七千円の減等により、病院組合費も含め合計で四百九万五千円減の二億三千七十二万三千円となりました。

総費用

四千四百五十一万二千円減の、五十六億六千八百九十七万七千円となりました。

よって収益的収支差引額は、二億二千三百五十一万三千円となりましたが、前年度比三億四千四百五十九万三千円純損失額が減少しました。

資本的収支について

収入総額は、一億四千四十万三千円で、構成三市町からの出資金一億三千八百二十四万三千円、福島県新

整備事業補助金二百十六万円、となっており、支出総額は、五億四千七百三十八万円で、建設改良費八百六十一万八千円、企業債償還金五億三千八百七十六万二千円でした。

よって資本的収支差引不足額四億六百九十七万七千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしています。

伊達地方消防組合

平成二十二年十月二十二日開催されました平成二十二年第二回伊達地方消防議定会内容報告します。

専決処分報告について

車両の物損事故一件の損害賠償の額の決定及び和解であります。

平成二十一年度一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額十五億二千六百五十一万一千円（前年比〇・六％減）に対し歳出総額十五億九百九十九万五千円（前年比〇・七％減）で歳入歳出差引額は千七百三十一万六千円（前年比十・三％増）となりました。

監査委員より適正なる会

計処理であるとの報告があり平成二十一年度伊達地方消防組合一般会計歳入歳出決算は全会一致で認定されました。

要の整備を行うため、並びに個室型店舗における避難通路を確保するための措置に係る整備をするために一部改正しようとするものである。原案通り可決されました。

火災予防条例の一部を改正する条例について

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」及び「住宅用防災機器の設置及び維持に関する法令の一部を改正する省令」の施行に伴い所

平成二十一年度一般会計補正予算（第一号）について既存の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ千六百六十二万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を十五億八千四百八十六万二千円とするものです。



伊達地方衛生処理組合

平成二十一年度衛生処理組合一般会計の歳入決算総額は、五千七百三十万円、歳出総額五千五百八十八万円であり、差引額百十五万円の繰越しとなっており、予算執行率は九十八%であります。尚、年度末財政調整基金残高は、六百三十七万円となっています。

し尿処理事業特別会計の決算については、歳入総額三億八百九十三万円、歳出総額三億五百五十万円、差引額三百四十七万円となっており、執行率は九十八・九%であります。

平成二十一年度し尿処理施設整備基金取崩し額三千八百二十三万円の充当内容については、汚泥再処理センター竣工式経費四十二万円、旧し尿処理施設清掃委託費三千八十八万円、起債償還六百九十三万円等であります。年度末し尿処理施設整備基金は七千二十万円であります。

ごみ処置事業特別会計決算については、歳入総額六億五千二百三十六万円、歳

出総額六億四千五百三十一万円であり、差引額七百五十万円となっており執行率は九十九・三%であります。

実質収支額七百五十万円の主な要因は、歳入では、二百三十九万円増であり内訳は、ごみ処理手数料、財産収入（金属・アルミプレス成品売却代）、等であり、予算対比で収入増となりました。

歳出では、四百六十六万円の減となっており、内訳は清掃費百六十六万円等であります。

平成二十一年度の基金取崩しは皆無であり、二十二年度以降の施設整備財源として、繰越金・廃プラスチック類の再商品合理化抛出金及び剰余見込額を積立てて年度末のごみ処理施設整備基金は、三千九百七十八万円、減債基金は七百九万円となっています。

福島地方水道用水供給企業団

平成二十一年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算の概要は次のとおりです。

《収益的収入及び支出》

- ・事業収益 四十五億六千八百三十三万二千円
- ・事業費用 三十六億七千六百八十万五千円

《資本的収入及び支出》

- ・資本的収入 四億八千八百五十万円
- ・資本的支出 十九億三千二百二十万五千円

（資本的収入額が資本的支出額に不足する額十四億四千二百七十万五千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てん）

《企業団現況報告》

本格供給から三年目にあたる平成二十一年度は、年間送水量において、前年度と比較して〇・七%の減、給水収益においては一・四%の減となった。これは、夏季における低温、日照時間減少、長雨という天候不順と長引く景気低迷が相まって大きく影響したものと考えられる。

福島地方広域行政事務組合

提出された議案は五件で専決処分、報告の二件の計七件であります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について

職員給与の控除の規定を設ける等のため、所要の改正を行うものである。

平成二十二年一般会計補正予算について

歳入歳出それぞれ三十七万円を追加し、予算総額を二千六百三十九万四千円とするものであります。

平成二十二年福島地方拠点都市地域ふるさと市町村圏事業費特別会計補正予算について

歳入歳出それぞれ五百十六万二千円を追加し、予算総額二千二百一十一万三千円とするものであります。

平成二十二年養護老人ホーム事業費特別会計補正予算について

歳入歳出それぞれ千七百三十五万九千円を追加し、予算総額を五億六千七百三十七万五千円とするものであります。

平成二十一年度会計歳入歳出決算認定の件について

平成二十一年度福島地方広域行政組合各会計歳入歳出決算認定の概要については、一般会計決算においては、歳入合計二千八百六十五万三千円、歳出合計二千四百六十八万四千円、歳入歳出差引残額三百九十六万八千円は翌年度へ繰り越しとなりました。なお、桑折町の負担金は百十九万二千円であります。

次に、福島地方拠点都市地域ふるさと市町村圏事業特別会計決算額は、歳入合計二千六十四万六千円、歳出合計千九百三十二万三千円で差引残額百三十二万三千円を翌年度へ繰り越しとなりました。なお、平成二十一年度基金残高は、二十四億二千七百六十一万円となりました。

次に、養護老人ホーム事業特別会計決算の概要は、歳入合計五億七千三百七十二万五千円、歳出合計五億五千七百一十一万七千円で、差引二千三百八十八万円を翌年度へ繰り越しとなりました。なお、桑折町の負担金は六百七十九万八千円で、措置

負担金は千四百五十六万七千円であります。また、本町の利用者は、緑風園が九名、光風園一名であります。

次に、介護保険事業特別会計決算の概要は、歳入合計一億五千三百七十九万二千円、歳出合計一億四千四百七十七万九千円で、差引残額千二百一十一万三千円を翌年度へ繰り越しとなりました。審議の結果、それぞれ原案のとおり可決されました。

専決処分承認の件について

一、福島地方広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

二、福島地方広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

養護老人ホーム事業費特別会計予算の繰越明許費繰越しの件について

繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成二十二年へ繰り越したので、報告するものである。

臨時会

第十三回 11/15

太陽光発電装置設置工事請負契約

提出議案は、条例改正一件、工事請負契約一件で原案通り全会一致で可決されました。

桑折町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

桑折町民生委員協議会会計における職員による不祥事の責任を明確にするため、町長・副町長の給与月額を減額する改正です。

平成二十二年十二月一日から同年十二月三十一日までの一ヶ月分の一割減とする。

第十四回 11/30

太陽光発電装置設置工事請負契約

陸合・半田醸芳小学校、醸芳中、醸芳幼稚園施設の太陽光発電装置設置工事の請負契約を締結するにあたり、桑折町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により提出するものです。

契約金額

六千六百八万三千三百七十七円

(うち消費税及び地方消費税・三百十四万六千八百二十七円)

契約方法

条件付一般競争入札

福島市新浜町七―三十四

大槻電設工業株

取締役社長 大槻 賢彌

提出議案は、県人事委員会の勧告に準じる条例改正四件で、原案通り可決されました。

議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○教育委員会教育長の給与・勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

いずれも、今年十二月の期末手当の支給率を百分の百四十五に引き下げ、さらに平成二十三年以降の期末手当の六月支給率を百分の百四十に引き下げ、十二月支給率を百分の百五十に引き上げるものです。

○町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

当分の間、五十五歳を超える行政職六級以上の職員の給料月額を引き下げるとともに、今年十二月の期末手当及び勤務手当の支給率をそれぞれ百分の百三十、百分の六十五に引き下げ、更に、二十三年以降の六月の期末手当及び勤務手当の支給率をそれぞれ百分の六十七・五に引き下げ、十二月の期末手当及び勤務手当の支給率をそれぞれ百分の百三十二・五、百分の六十七・五に引き上げるものです。

討論

反対 相原 京子 議員

二年連続の引き下げです。ポーナスは三年連続のマイナス勧告であり、四十七年前の水準に戻ってしまったといえます。今回の改定は、若い職員の月額給与は据え

賛成 羽根田八千代 議員

置かれますが、職員への影響額支給減は実質七百三十万円です。未曾有の地域経済悪化の中で急いで行うべきは、家庭消費を温め消費購買力を高めることで内需を刺激し、景気を回復することです。公務公共労働者の専門性を十分発揮させるためにも、地域のモデルとなる職員給与とすることを求めます。

この度の改正は、県の人事委員勧告に基づき、更に、十一月二十四日、町職労の合意を得ての提出案件であり、見込まれる減額は、職員の短期休暇、あるいは育児・介護休暇等への配慮や、町民福祉の向上、質の向上のために有効活用されるものと信ずるものであり賛成するものです。

議員研修

町村議会議員研修会

平成二十二年十月二十五日(月)に郡山のビックパレットに於いて開催。

「町村議会を活性化させる方策」と題して、北海学園大学教授榊原勝氏から、議会改革と議会基本条例のあり方等事例に基づいた講演がありました。また時事通信社解説委員田崎史郎氏により「これからの政局・政治のゆくえ」と題し参議院選挙後の政局の方向等について講演をいただきました。

政務調査会

平成二十二年十一月十九日(金)午後二時三十分から役場第一会議室において、研修テーマは「議会運営に関して」。講師は福島県町村議会議長会業務課長吾妻邦博氏です。

議会の使命と議員の職責、議会の権限、議員の権限、議会の活性化等広範囲に亘る講義でした。活発な質問も行われました。

政務調査会 レポート

本町政務調査会は、平成二十二年十二月一日～二日にかけて、「子育て支援日本一」を目指して保育料の無料化や、幼稚園授業料の無料化に取り組んでいる茨城県大子町と、地域農業の活性化の取り組みを同県、笠間市の笠間クライナガルテンに学ぶため、行政視察研修を行いました。

子育て支援

視察地 茨城県大子町
目的 子育て支援事業

と子育て環境整備に取り組んでいます。

幼稚園、学校給食の無料化について

内容 大子町では若者の転入と定住を促進し、地域の活性化を図るため、「子育て支援日本一」を目指し、子育て世帯の経済負担軽減

主な子育て支援策

- 保育所の保育料、幼稚園の授業料及び給食費の無料化
- 妊産婦検診の無料化
- 小中学校児童・生徒の給



食費無料化

- 子育て支援住宅の建設
- 町営住宅使用料の軽減
- 妊産産後検診及び生後一カ月検診の無料化
- 子宮頸ガン予防ワクチン接種の無料化
- 医療費の無料化（中学校終了まで）
- 病児・病後児保育事業の実施

- 子育て支援センターの機能強化
- 放課後児童クラブの開設
- 放課後児童あずかりの実施

- 障害児日中一時支援事業の実施
- 障害児ふれあい広場事業の実施
- 学習室の設置
- 地域子育て支援センター事業の実施

- 一時保育事業の実施
- 障害児保育の実施

等、これらの施策を取り入れてきた大子町の子育て支援の背景や、町の現状を町長からお聞きし、財源や効果等の質問にも丁寧に答えていただきました。

桑折町でもすでに行っている事業も多々ありましたが、大変参考になりました。

農業の活性化

視察地 茨城県笠間市
目的 地域農業の活性化の取り組み（笠間クラインガルテンの概要について）

内容 笠間市は、茨城県のほぼ中央に位置し、都心から約百キロ、県都水戸市に隣接し穏やかな丘陵と概ね平坦な台地が広がっている所です。

笠間市農業の推移は平成七年から平成十七年までの十年間で農家戸数、農業産出額ともに大きく落ち込んできました。

都市との交流

市の農政基本計画第二章に「多彩な交流で飛躍する活力ある産業の町づくり」をあげ、平成十年度農業構造改善事業の認可を申請し、クラインガルテン計画（都市部との交流、宿泊施設付き市民農園）に取り組んできました。

付帯施設も完備

総面積四ヘクタールのなかにクラブハウスや農産物直売所、そば処、ジャム加



工施設、炭焼き施設等を整備し、一区画三百平方メートル（百坪）、全五十区画が用意されています。

年間四十万円で畑付き別荘

利用料金は年間四十万円、利用期間は最長五年までです。更新も可能です。宿泊なしの日帰り市民農園も五十区画あり、有機無農薬栽培のサポート体制もとられています。

利用者は面接で

宿泊施設付き市民農園の利用状況は、平成二十二年一度空き区画八に対し、三十の応募があり、すべて面

接で決めるそうです。運営は農協に委託し、市からの持ち出し委託料等はありません。

笠間に移住する人も

笠間クラインガルテンを利用後の、今後の新たな動きとしては、二地域居住者十五世帯が移住してきており、検討中も一世帯あるとのことでした。

農村地域では農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増大があり、都市住民の活力を生かし都市と農村の交流で地域の活性化と健康・自然・癒しが得られる事実がありました。

傍聴席

期待される 新年度の町づくり

新町長の招集される初の定例会を、地区公民館の寒いロビーで視聴させていただきました。月曜は休館日で視聴できず残念。

一般質問は、総じて中身の濃い質の高い議会ではなかったかと率直に感じました。新町長の公約や福島蚕糸跡地についての質問が多く、具体的な施策について質され、答弁から新年度からの町づくり方針や予算編成に反映されることが期待されました。

養護老人ホーム組合の解散議案が、一票差で否決された事に一言。委議後は、国が認可し、将来にわたり諸問題をクリアー出来る優良な社会福祉法人が、社会的責務と法に基づいて入所者の福祉を損なうことなく適切に運営されるものと思います。更には構成市町が

三億円余を負担して施設を改修することが確約事項とか。

対し、五年か十年後か不明な中で、二十数億円の支出が伴う全面改築を地方自治体が行い、その後に解散委議という議論の展開は、法人移管、民間委託という時流と更には町益を考えた時、疑問符がつくのではないかと思います。見識ある議員各位の大神所からの判断を願っております。自立から孤独の道を選択されませんように。

睦合 S・K

活力ある町づくりに 全力で

公約を訴え見事、初当選を果たした新町長には、町民の皆様と公約を確認し有言実行を期待致します。町政に関しても町民の目線で、しかも、解り易く公約でお

り公平公正でクリーンな町政執行に努めることはまた町民の願うところでありますが、商業施設を凍結させ新たに複合施設を計画し企業誘致を図ると雇用の確保も期待され結構ですが……蚕糸跡地活用なくして町の発展なしと考えられます。老婆心ながら一言申し上げます。

げたい

一、蚕糸跡地取得して五年経過、前に進まず振り出しに戻っている要因は何か

二、議会では特別委員会を設置し議論する事三年進展しなかった要因は何か
三、蚕糸跡地利活用することが最重要課題と認識自覚すること

議員各位、活力ある町づくりに共通の認識を持ち目的にむかって全力で取り組んでもらいたい。

一町民として多に期待しているところです。

半田 Y・M

編集後記

政治、経済、社会…閉塞感漂うなかでの新年の幕開け、とメディアは報じた。

幸い恒例の元朝参りはお天気に恵まれた。お参りにかける願いは、きっとこの閉塞感を脱し、今年こそ希望のもてる年に、ということだったのではなからうか。

これに政治がどうこたえるか。真正面から問われる年になりそうだ。草花は雪の下で春が来るのをまっているが、私たちは希望のもてる社会への道を切り開いていかなければならない。

そうした想いを抱きながら今号をお届けする。

(M・S)

議会だより

平成23年2月1日発行

発行 福島県伊達郡桑折町議会
責任者 浅野 義雄
編集 桑折町議会広報委員会
電話 (024) 582-2113
印刷 (株)神尾印刷所

<http://www.town.koori.fukushima.jp>

まちの歳時記

～春を待つ～

